

「なかの生涯学習サポーターの会」

会 則

- (名称) 第1条 本会は「なかの生涯学習サポーターの会」と称する。
- (目的) 第2条 本会は、設立の趣旨に準じて、区民の生涯学習、文化芸術活動の振興に寄与し、地域の生涯学習活動をサポートする人材(生涯学習サポーター)の育成及び、区民が活動しやすい環境の整備を支援することを目的とする。
- (活動内容) 第3条 本会は前条の目的を達成するため、区・指定管理者と協働して、主として次の活動を行う。ただし、時と必要に応じ、新たな活動を追加することを妨げない。
- サポーターの会の活動内容
- 広報
 - 展示発表
 - 環境・青少年コーナー
 - 情報・学習相談
 - 講座・企画
- (会員) 第4条 本会は会員と賛助会員で構成される。
1. 会員は原則として、生涯学習サポーター養成講座の受講修了者で、区民の生涯学習・文化芸術活動のサポートに協力する者。
 2. 賛助会員は本会の主旨に賛同する個人及び団体。
- (事務局) 第5条 事務局は会長宅に置く。
- (役員) 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
 - 副会長 複数名
 - 運営委員 複数名
 - 会計 1名
 - 会計補佐 1名

(会計年度) 第10条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(保険) 第11条 本会主催の活動における事故については、当人の責任に帰するものとし、当会は一切責任を負わないものとする。

(入退会) 第12条 本会に入会又は退会をしようとするときは、会長にその旨を届けなければならない。

(会員の資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

1. 書面もしくは口頭で退会の届けをしたとき。
2. 正当な理由無く、会費を滞納し、2年分以上納入しないとき。

(その他) 第14条 前各条に定めない事項が発生した時には運営会議においてこれを処理する。但し会則の変更は総会で会員の過半数以上の賛成により決議する。

付記：平成20年6月17日会則の一部を改定した。

平成21年6月16日会則の一部を改定した。

平成23年6月28日会則の一部を改定した。

平成24年6月26日、会則第9条(会費)第4項、第13条(会員の資格の喪失)を追加した。

平成25年6月22日、会則第6条(役員)第1項、副会長と庶務の人数を改定した。

平成28年6月20日、会則第4条(会員)第2項、賛助会員の追加、第6条(役員)3項、第7条(会計監査)2項、それぞれに欠員が出た場合の条文の追加、第9条2項会費の改定を行った。

令和元年6月17日、会則第2条(目的)の追加、第6条(役員)の名称変更と追加、人数の変更、これに伴う名称部分の改定を行った。

2. 役員会

- ① 役員会は、会長、副会長、運営委員、会計、会計補佐、会計監査役によって構成され、必要に応じ、会長が随時召集する。
- ② 役員会は、報告・提案事項を事前に検討・吟味するとともに、議題を設定するなど、総会および運営会議の準備の責を負う。

3. 運営会議

- ① 運営会議は本会員をもって構成する。原則として、月1回開催し本会の活動計画等を企画、協議、提案し、その実績の報告・統括などを行う。
- ② 議事は、出席会員の過半数をもって可決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ③ 運営会議の議長は、役員がこれを務める。

4. 三者会議

- ① 三者会議は、本会・区・なかのZERO指定管理者によって構成され、本会与行政および施設指定管理者間の意思疎通を図ることを目的とする。
- ② 三者会議は、必要に応じて開催され、三者のいずれかが他の二者の代表者の合意をもって召集する。

(会費)

第9条 会費については以下のように定める。

1. 本会運営に必要な経費は、会費やその他の収入をもって行う。
2. 本会の会費は、会員1人につき年会費2000円とする。
3. 年度途中に入会又は退会する場合の会費は内規によるものとする。
4. 前項の規定のほか役員会で必要と認めた特別会費を徴取することができる。
5. 本会の収支決算は会計年度終了後、総会において報告し承認を得るものとする。

2. 役員は会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は1会計年度とする。ただし再選を妨げない。
任期中に役員が欠員になったときは新たに選任する。
4. 役員の任務は次のとおりとする。
 - ① 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。
 - ② 副会長は代表を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
 - ③ 運営委員は本会の運営事務を行う。
 - ④ 会計は本会の会計を行う。
 - ⑤ 会計補佐は会計を補佐する

(会計監査役) 第7条 本会に会計監査役を置く。

1. 会計監査役は会員の互選により選出する。
2. 任期は1会計年度とする。
会計監査役が、欠員になったときは、新たに選任する。
3. 会計監査役は本会の会計を監査する。

(機関) 第8条 本会は、本会の運営を円滑に遂行するため、下記の機関を置く。

1. 総会
 - ① 定時総会は毎年一定時期に役員会がこれを召集する。
 - ② 総会を招集するには、会日より2週間前に各会員に対し、会議の目的、議事次第を明示して通知することとする。
 - ③ 会員の3分の1以上の申し出があった場合は、役員会は臨時総会を開催する。
 - ④ 総会は、委任状提出者を含め、会員の過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - ⑤ 前年度決算報告、新年度予算案、新年度活動方針および役員選出は、総会の決議事項とする。
 - ⑥ 総会の議長は、総会において出席者の互選により選出する。